令和5年11月14日 乳幼児教育·保育支援課

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

1 主旨

現在の区立幼稚園における預かり保育は月極め利用となっており、利用者から月額の預かり保育料を徴収している。保護者の多様な利用ニーズに柔軟に対応するために、預かり保育の利用単位を「月」から「日」に変更することに伴い、預かり保育料を「月額」から「日額」に変更する必要があるため、世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

条例第5条第2項中「月額4,000円」を「日額200円」に改める。

3 改正案

別紙、新旧対照表のとおり

4 今後のスケジュール (予定)

令和5年11月 第4回区議会定例会に提案

12月 教育委員会定例会に「世田谷区立幼稚園預かり保育規則の

一部を改正する規則」を提案

令和6年 1月 区立幼稚園在園児及び令和6年度新入園児保護者に周知

3月 4月利用分募集及び申込受付

4月1日 条例及び規則施行

改正後 ○世田谷区立幼稚園保育料条例

平成26年12月8日条例第58号

改正

平成27年12月7日条例第70号 平成30年6月26日条例第52号 令和元年10月1日条例第38号 令和5年 月 日条例第 号

世田谷区立幼稚園保育料条例

世田谷区立幼稚園の保育料等に関する条例(昭和40年12月世田谷区 条例第48号)の全部を改正する。

(趣旨)

- |第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以|第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以 下「法」という。)第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及 び第3号に規定する区が定める額のうち区立幼稚園に係るもの(以 下「保育料」という。) 並びに区立幼稚園における教育課程に係る教 育時間の終了後に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活 動(以下「預かり保育」という。)の利用に要する費用(以下「預か り保育料」という。)その他必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 号に定めるところによる。
 - (1) 区立幼稚園 世田谷区立学校設置条例(昭和39年3月世田谷 区条例第21号) 第1条の規定に基づき設置した幼稚園(就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除 く。) をいう。

○世田谷区立幼稚園保育料条例

平成26年12月8日条例第58号

改正

平成27年12月7日条例第70号 平成30年6月26日条例第52号 令和元年10月1日条例第38号

世田谷区立幼稚園保育料条例

世田谷区立幼稚園の保育料等に関する条例(昭和40年12月世田谷区 条例第48号)の全部を改正する。

改正前

(趣旨)

- 下「法」という。) 第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及 び第3号に規定する区が定める額のうち区立幼稚園に係るもの(以 下「保育料」という。) 並びに区立幼稚園における教育課程に係る教 育時間の終了後に幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う教育活 動(以下「預かり保育」という。)の利用に要する費用(以下「預か り保育料」という。) その他必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- |第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各|第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 区立幼稚園 世田谷区立学校設置条例(昭和39年3月世田谷 区条例第21号) 第1条の規定に基づき設置した幼稚園(就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除 く。) をいう。

改正後

- (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就 学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を 有する小学校就学前子どもであって、4歳に達する日の翌日以後 の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者をい う。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義2 は、法において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 保育料は、無料とする。

(保育料の額の決定等)

- |第4条 世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。) は、保育料の|第4条 世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。) は、保育料の 額を決定したときは、区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子 どもの保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。 (預かり保育料)
- は扶養義務者は、預かり保育料を委員会に支払わなければならない。
- 2 預かり保育料の額は、1人当たり日額200円とする。

(3 削除)

(納付期限)

- 第6条 預かり保育料の納付期限は、委員会が別に指定する。 (督促)
- |第7条 委員会は、預かり保育を利用する教育・保育給付認定子ども|第7条 委員会は、預かり保育を利用する教育・保育給付認定子ども 育料を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促を するものとする。
- |2 委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る|2 委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該督促に係る

改正前

- (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条の規定による小学校就 学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を 有する小学校就学前子どもであって、4歳に達する日の翌日以後 の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者をい
- 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義 は、法において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 保育料は、無料とする。

(保育料の額の決定等)

- 額を決定したときは、区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子 どもの保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。 (預かり保育料)
- |第5条 預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又||第5条 預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又 は扶養義務者は、預かり保育料を委員会に支払わなければならない。 2 預かり保育料の額は、1人当たり月額4,000円とする。
 - 3 月の中途において預かり保育の利用を開始し、又は終了した場合 の預かり保育料は、これを1月として計算する。

(納付期限)

- 第6条 預かり保育料の納付期限は、委員会が別に指定する。 (督促)
- の保護者又は扶養義務者が前条に規定する納付期限までに預かり保めの保護者又は扶養義務者が前条に規定する納付期限までに預かり保 育料を納付しないときは、規則で定める期間内に書面により督促を するものとする。
- 書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定する 書面を発する日から15日以内の日を納付すべき期限として指定する

ものとする。

(環付)

|第8条 委員会は、規則で定めるところにより、既に納付された預か||第8条 委員会は、規則で定めるところにより、既に納付された預か り保育料の全部又は一部を環付することができる。

改正後

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則(平成27年12月7日条例第70号抄)

(施行日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略) 附 則(平成30年6月26日条例第52号)
- 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、 平成30年9月以後の月分の保育料(第1条に規定する保育料をいう。 以下同じ。) について適用し、同月前の月分の保育料については、な お従前の例による。

附 則(令和元年10月1日条例第38号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、 令和元年10月以後の月分の保育料(第1条に規定する保育料をいう。 以下同じ。)について適用し、同月前の月分の保育料については、な お従前の例による。

附 則(令和5年 月 日条例第 号)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施 行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、 施行日以後の日分の預かり保育料(同条例第1条に規定する預かり

改正前 ものとする。

(環付)

り保育料の全部又は一部を環付することができる。

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則(平成27年12月7日条例第70号抄)

(施行日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略) 附 則(平成30年6月26日条例第52号)
- 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。
- 平成30年9月以後の月分の保育料(第1条に規定する保育料をいう。 以下同じ。) について適用し、同月前の月分の保育料については、な お従前の例による。

附 則(令和元年10月1日条例第38号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、 令和元年10月以後の月分の保育料(第1条に規定する保育料をいう。 以下同じ。)について適用し、同月前の月分の保育料については、な お従前の例による。

改正後	改正前
保育料をいう。以下同じ。) について適用し、施行日前の日の属する	
月分の預かり保育料については、なお従前の例による。	